

敦賀市観光動向調査業務委託仕様書

1 業務名

敦賀市観光動向調査業務委託

2 趣旨

本業務は、北陸新幹線敦賀開業という契機を捉え、当市の観光振興を新たなステージに進めるため、開業後に当市を訪れる観光客等の動向や需要、開業前後の変化等を把握・分析し、今後の観光誘客戦略の基礎データとすることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

(1) 実施計画書

受託者は、次のとおり実施計画書としてまとめ、契約締結後速やかに当市へ提出すること。(様式自由)

ア 調査及び分析の具体的な実施内容

イ 実施体制

ウ 実施スケジュール

(2) 観光動向調査及び分析

受託者は、次のとおり調査及び分析業務を実施すること。

ア 観光客の意向調査

①調査目的
観光地敦賀に対する旅行者の傾向や需要、当市が有する観光資源の魅力や課題等を明らかにするための調査である。
②調査期間
・令和6年9月から令和6年12月までの期間内 ・ただし、当市が必要と認める場合、期間を延長することは可とする。
③調査方法
・当市を訪れる観光客等を対象にアンケート等を用いて実施する。(対面、インターネットなど方式は問わない。) ・調査項目については、当市と協議の上、市内主要観光地(7地点程度)に関する意向調査も盛り込むこと。
④提案事項
・対象者、サンプル数、調査項目、回答者に対する御礼品の有無、分析方法等は提

案によるものとする。提案内容の考え方も併せて示すこと。

- ・本業務の調査結果は、次期敦賀市観光振興計画（令和7年度更新予定）の基礎データとなることを踏まえ、今後も継続的に取得すべき調査項目を検討すること。

イ 人流データを用いた観光動態調査

①調査目的
市内に滞在する観光客等の実態を把握するための調査である。
②調査期間
・4(2)アと同様 ・北陸新幹線敦賀開業前との比較・分析を行うため、過年度の同期間も調査対象とすること。
③調査方法
当市が取得すべき観光客の情報を検討し、位置情報等のビッグデータを取得し、来訪者分析、市内での人の動きや流れ等について分析を行う。
④提案事項
本業務の目的を達成するために有効と思われる他のビッグデータ（消費データ等）がある場合は、積極的に提案するものとする。

ウ その他調査

①調査目的
4(2)ア及びイの調査の補完を目的とする。
②調査期間
・4(2)アと同様
③調査方法
・当市の誘客面の課題整理や解決策提案のために必要な範囲を調査する。（具体的な調査方法は提案事項とする。） ・当市や福井県が公開しているオープンデータなど既存資料を収集・整理し、有効なものを調査に活用すること。
④提案事項
本業務の目的を達成するために活用したいデータ（消費データ等）がある場合は、積極的に提案するものとする。

(3) 打ち合わせ

業務の進捗状況等を確認するため、当市から求めがあった場合は、随時打ち合わせを実施すること。また、打ち合わせ内容について報告書を作成し、当市へ提出すること。

(4) 業務報告書

ア 調査結果及び調査に基づく分析結果は報告書形式で取りまとめ、業務報告書として提出すること。

また、報告書の作成に当たっては、当市観光の課題を分かりやすく整理するとともに、解決策の提案を盛り込むこと。

イ 報告書は、中間報告として一度提出し、最終的に全体をまとめた業務報告書を委託期間満了後速やかに提出すること。

ウ 業務報告書のうち主要な部分を抜粋してまとめた概要版も併せて作成し、提出すること。

5 成果物の納品

納品場所は、敦賀市まちづくり観光部観光誘客課とし、次のとおり提出すること。

- (1) 業務報告書 [提出方法：紙納品（カラー製本2部）及びデータ納品]
- (2) 打ち合わせ報告書 [提出方法：データ納品]
- (3) その他、本業務において作成した成果物 [提出方法：紙納品又はデータ納品]

6 準拠する法令等

本業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、次に掲げる法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 地方自治法及び同施行令
- (2) 敦賀市財務規則
- (3) その他関係法令等

7 成果物の帰属等

- (1) 本業務で履行した内容は、すべて当市に帰属するものとし、受託者は当市の承諾なく他に公表、貸与又は使用させてはならない。成果物に係る著作権は、当市に全て帰属するものとし、受託者はこれを公開してはならない。
- (2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- (3) 成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。

8 再委託の禁止

受託者は、本業務について第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、当市と協議の上、その一部を委託することができる。その際は、受託者及び当該第三者との間で本業務における守秘義務契約を締結し、写しを当市に提出するものとする。

9 個人情報保護

受託者は、本業務の履行に関して個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律、敦賀市個人情報の保護に関する法律施行条例、敦賀市個人情報の保護に関する法律施行規則及びその他関係法令等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。なお、契約期間中又は契約期間外も同様とする。

10 損害賠償

本業務の遂行にあたっては、十分な注意を払って行うこととし、受託者の故意又は過失により、当市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

11 委託料の支払い

業務完了後、成果物の検査に合格した後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払いにより、委託料の全額を支払う。ただし、当市が必要と認めるときは、受託者の請求に基づき概算払いをすることができる。

12 その他

- (1) 受託者が、業務履行に当たり、仕様書に記載されている事項を行わない場合は、契約期間の途中においても契約解除することができるものとする。なお、契約解除となった場合は、当市は受託者に対し、一切の費用を支払わないものとする。
- (2) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて当市と協議すること。
- (3) 業務実施に当たり、疑義が生じた事項については、当市と協議の上対応すること。